

# 2014年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験

## 刑 法

### [注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

(刑 法)

---

次の〔設例〕を読んで、XとYの罪責について論じなさい（ただし、特別法違反を除く。）。(配点：100点)

〔設例〕

XとYは、遊び仲間のAの態度が生意気であることから、制裁としてAを痛めつけてやろうと相談し、夜間、人通りのない路上でAを待ち伏せして、背後からAを襲い、二人でAを何度も殴打した。その結果、Aは負傷し、気絶した。

その後、Xは、Aの持っていたかばんの中にAの財布が入っているのが見えたことから、Aの財布を奪ってその中の現金を自己の遊興費にあてようと考えた。ただ、Xは、その意図をYには隠し、現金を独り占めしようと考え、Yに対し、「俺たちはAに顔を見られていないから、物取りの犯行に見せかけよう。Aの持っている財布を近くの川に捨てておくよ。」と言った。Yは、Xの言葉を信じ、「分かった。そうしよう。」と答えた。Yは、Xの真意には気づかず、Xが本当にAの財布を近くの川に捨てるつもりであると思った。Yは、気絶しているAの横にあったかばんの中から現金入りのAの財布を取り出し、Xに渡した。Xは、それを受け取り、自分の上着のポケットに入れた。

そのとき、偶然、散歩中のBが通りかかり、XとYがAの財布を持ち去ろうとしているのを発見し、「君たち、何をしてる。」と言って近づいてきた。XとYがあわてて別々の方向に逃走したところ、Bは、走ってXの方を追いかけてきた。Bは、しばらくXを追跡した後、Xに追いつき、Xの腕をつかんで捕まえようとした。そこで、Xは、それから逃げるため、Bの腕を振りほどき、携帯していた刃渡り約20センチメートルのナイフをBの近くで何度も振り回した。

Bは、怖くなり、その場から逃げ出したが、あわてていて前方をよく見ていなかったため、道路の横の川に転落し、全治1か月の打撲傷等を負った。